

## 温暖化対策設備の設置費用を補助

住宅用地球温暖化対策設備を設置する方に予算の範囲内で補助金を交付します。

▶**補助対象** 市内の住宅に地球温暖化対策設備を設置される方で、町税に滞納がない方。※工事着手前に申請する必要があります。

### ▶対象設備と補助金額

設備の種類	補助金額
住宅用太陽光発電システム、エネルギー管理システム・リチウムイオン蓄電池の同時設置	太陽電池モジュールの最大出力値（kWあたり13,200円）を乗じて得た額（上限52,800円）と、エネルギー管理システム及びリチウムイオン蓄電池の補助金の額を加えた額（上限112,800円）
住宅用太陽光発電システム、エネルギー管理システム・電気自動車等充電設備の同時設置	太陽電池モジュールの最大出力値（kWあたり13,200円）を乗じて得た額（上限52,800円）と、エネルギー管理システム及び電気自動車等充電設備の補助金の額を加えた額（上限112,800円）
エネルギー管理システム（HEMS）	1基につき10,000円
燃料電池システム	1基につき50,000円
リチウムイオン蓄電池	1基につき50,000円
電気自動車等充電設備	1基につき50,000円

### ▶申請方法

役場1階2番窓口住民課で先着順に申請を受け付けます。申請書類は、役場1階2番窓口住民課でお渡しします。町ホームページからもダウンロードすることができます。

▶**問合せ** 住民課環境保全係 ☎28・0916

## 骨髄移植ドナー等を支援

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において助成金を交付する「骨髄移植ドナー支援事業」を開始します。

▶**対象者** 平成31年4月1日以降に骨髄などの提供を行ったドナーと、ドナーを雇用している国内の事業所（国や地方公共団体などを除く）

### ▶助成金額

骨髄などの提供のための通院・入院・面接等に要した日数に応じた金額（上限7日間）

- ・ドナー 1日につき2万円
- ・事業所 1日につき1万円

### ▶申請方法

骨髄などの提供を行った日から1年以内に申請に必要な書類の提出が必要となります。申請書類は、保健センター窓口にてお渡ししています。町ホームページからもダウンロードすることができます。

▶**問合せ** 保健センター ☎28・3150

## 創業を支援します 信用保証料の一部を補助

4月1日から、愛知県経済環境適応資金の創業等支援資金融資を利用して融資を受ける方に信用保証料の一部を補助します。

▶**補助対象者**（すべての条件を満たす必要があります。）

- ①町内に住所（法人の場合は主たる事業所）を有する方
- ②信用保証料を一括で支払った方
- ③補助金の交付申請日において、町税を滞納していないこと（法人の場合は代表者を含む）

①～③の他にも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

### ▶補助金の額

愛知県信用保証協会の発行する信用保証書記載の保証料の2分の1（100円未満は切捨て）

▶**申込み・問合せ** 産業・都市政策課産業・観光係

☎28・0944

## 7/1～施行 自転車の安全利用促進条例を制定

自転車の安全利用を促進するための条例を制定しました。次のような内容で、7月1日（月）から施行します。詳しくは、広報5月号でお知らせします。

- ①自転車利用者や歩行者の責務を規定
- ②中学生以下と65歳以上の方のヘルメット着用を努力義務化
- ③自転車損害賠償保険加入の努力義務化

### 自転車用ヘルメットの購入を補助

自転車用ヘルメットの購入費用を補助する制度を開始します。7月1日（月）から申請受付を開始しますので、必要な書類を保存しておいてください。

▶**対象者** 中学生以下の子どもを持つ保護者と65歳以上の方

▶**補助対象** 次の2つの条件をいずれも満たすもの（平成31年4月1日（月）以降に購入したものに限り）

- ①町内の店舗で購入した新品
- ②SGマーク等の安全認証が付いているもの

### ▶申請に必要なもの

①領収証（レシートは不可）、②SGマーク等を確認できる書類など（現物の提示でも可）

詳しくは、広報5月号や町ホームページでお知らせします。

▶**問合せ** 防災安全課防災安全係

☎28・0355

## 広報とよまをリニューアル

4月号からリニューアルしました。

文字は「ユニバーサルデザインフォント」を、表紙と裏表紙は「カラーユニバーサルデザイン」を採用するなどして、より多くの人の読みやすさに配慮しています。

## 無料法律相談を毎月開催

隔月で開催していた弁護士による無料法律相談を、毎月開催します。原則として第3水曜日の午後3時から午後5時まで、お1人30分程度です。事前の予約（先着順）が必要です。相談は、お1人2回までとさせていただきます。今月の日程や予約方法などは、18ページをご覧ください▶**問合せ** 総務課総務・人事係 ☎28・6003